



# ちょっと待って それって、マルチ商法じゃない？

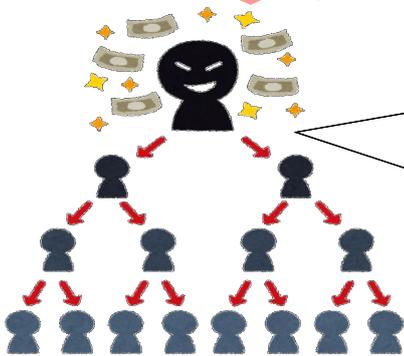
マルチ商法は、「ネットワークビジネス」とも呼ばれ、商品を購入して販売組織に参加した会員が、知人や友人にこの組織に加入するよう働きかけ、組織を拡大していく商法です。会員は、組織に知人を紹介すると紹介料が入るようになっており、口コミやSNSで勧誘が行われます。トラブルになる場合が増えてきています。

## ＜事例1＞ 20歳代 男性

知人から紹介された業者に高額な投資用DVDの購入を勧められた。「お金がない」と断ると、「お金を借りれば払える。」と消費者金融のATMまで連れて行かれ、お金を借りた。友人を紹介すると紹介料がもらえるという話だったので、後日友人に話をしたら「だまされているんじゃない？」と言われて不安になった。消費者金融の返済が大変なので解約したい。

## ＜事例2＞ 40歳代 女性

「いい副業があるのよ」と友人に勧められて、別の person から詳しい説明を受けることになった。「当社は体や美容に良いものを売っている。商品を購入する人を見つければ紹介料が入る。5人紹介すればボーナスも入る。まずは自分で商品を買って、実感するように。」と言われて、会員になり、数種類の化粧品を購入した。後で考えると、誰かを誘うことはできないし、家族にも内緒なので解約したい。



取扱商品は、主に健康食品や化粧品ですが、投資関連商品などもあります。

会員は、商品を購入するために借金をしたり、強引な勧誘をして人間関係を失ったりするなど、問題の多い商法といえるでしょう。マルチ商法は「特定商取引法」において「連鎖販売取引」として、規制されています。

### ☆アドバイス☆

マルチ商法であれば、契約書を受領した日か、商品の引渡しを受けた日のいずれか遅いほうの日から20日間はクーリング・オフをすることができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても中途解約をすることができます。一定の条件の下で返品制度もあります。(詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。)

## 消費生活センター

〒277-0004

柏市柏下73番地中央体育館 管理棟1階

＜相談受付時間＞

月～金(来所,電話) 午前9時～午後4時半

第3土(電話のみ) 午前9時～午後4時半

(祝日, 年末年始を除く)

＜相談専用電話＞

04-7164-4100

